

。 税 率 の 変 遷

年度		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
税目			
市 民 税	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6 %	同 左
	法人均等割	・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないものの以外 ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 50,000円	同 左
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 120,000円	
市 民 税	法人均等割	・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 130,000円	
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 150,000円	
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 160,000円	
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 400,000円	
市 民 税	法人均等割	・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 410,000円	同 左
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円	
		・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円	
	法人税割	8 . 4 % (令和元年 9 月 3 0 日以前に開始した事業年度分 1 2 . 1 %)	

令和4年度	令和5年度	令和6年度
同左	同左	3,000円
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度 税目	令和2年度	令和3年度
固定資産税	1.4%	同 左
軽自動車税 (種別割)	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの - 乗用のもの営業用 6,900円 - 自家用 10,800円 - 貨物のもの営業用 3,800円 - 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 - 農耕作業用 2,400円 - その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの - 乗用のもの営業用 6,900円 - 自家用 10,800円 - 貨物のもの営業用 3,800円 - 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 - 農耕作業用 2,400円 - その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円
	平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円	平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円

令和4年度	令和5年度	令和6年度
同左	同左	同左
・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和4年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円	・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和5年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円	・原動機付自転車 50cc(0.6kW)以下 2,000円 90cc(0.8kW)以下 2,000円 125cc(1.0kW)以下 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 ・軽自動車 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円

年度 税目	令和2年度	令和3年度																		
軽自動車税 (環境性能割)	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)																			
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R2年度燃費基準達成車</td><td>非課税</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr></table>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車	(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%	上記以外	1.0%	2.0%
	区分	税率																		
		自家用	営業用																	
	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																	
	(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車																			
	(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%																	
	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%																	
	上記以外	1.0%	2.0%																	
	(貨物)																			
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車	(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%		
区分	税率																			
	自家用	営業用																		
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																		
(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																				
(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																		
(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																		
上記以外		2.0%																		
(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車																				
(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車																				
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,692円 *令和2年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,122円	従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量割1,000本につき 6,552円																		
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左																		
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 課税免除の要件 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左																		
都市計画税	0.2%	同 左																		

令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																						
軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) ()は令和6年1月1日以降	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用)																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>非課税 (1.0% (ウ))</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>1.0% (2.0% (ウ))</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車	(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分		税率																																																						
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0% (ウ))	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0% (ウ))	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%(80%)達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%(70%)達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%(60%)達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ令和12度燃費基準 80%達成かつR2年度燃費基準達成車																																																								
(イ)かつ令和12度燃費基準 70%達成かつR2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ令和12度燃費基準 60%達成かつR2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
(貨物)	(貨物) ()は令和6年1月1日以降	(貨物)																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車	(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%	(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td></tr></table>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車	(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車	1.0%	0.5%	(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分		税率																																																						
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																								
(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつH27年度燃費基準 +25%(R4年度燃費基準105%)達成車																																																								
(イ)かつH27年度燃費基準 +20%(R4年度燃費基準)達成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつH27年度燃費基準 +15%(R4年度燃費基準95%)達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
区分	税率																																																							
	自家用	営業用																																																						
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																						
(イ)かつ令和4度燃費基準 105%達成車																																																								
(イ)かつ令和4度燃費基準達 成車	1.0%	0.5%																																																						
(イ)かつ令和4度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%																																																						
上記以外		2.0%																																																						
(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率	(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	(ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車																																																						
従量割1,000本につき 6,552円	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						
同 左	同 左	同 左																																																						

○ 市税一覽表

税目	区分	納税義務者	課税標準及び税率
市民税		1．市内に住所を有する個人 2．市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3．市内に事務所又は事業所を有する法人 4．市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5．法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 所得割 6 % 均等割 3,000円 (法人) 法人税割 8 . 4 % (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12 . 1%) 均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないものの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円 ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円 ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円

申 告 期 限	賦 課 期 日	徴 収 方 法	納 期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日 特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
固 定 資 産 税	土地 家屋 償却資産 の所有者	課税標準額 1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準()の調整措置を講じて得た額 () 前年度課税標準額 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}$ 住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額)と比べて (ア) 前年度課税標準額が の100%以上の場合 本来の課税標準額 (イ) 前年度課税標準額が の100%未満の場合 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格 と比べて (ア) 前年度課税標準額が の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が の60%未満の場合 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格 $\times 0.7$ (一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格 (市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額) のいずれか低い額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> (山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額 または 前年度課税標準額 + $\times 5\%$ のいずれか低い額 2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 3. 償却資産 賦課期日における価格 税 率 1 . 4 %	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
住宅用地に関する申告 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月26日 第4期 翌年2月1日～同月末日
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日			

税目	区分	納税義務者	課税標準及び税率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	の所有者	原動機付自転車
	軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車		総排気量（又は定格出力） 0.05リットル（0.6㏩）以下のもの 2,000円 0.05リットル（0.6㏩）を超え、0.09リットル （0.8㏩）以下のもの 2,000円 0.09リットル（0.8㏩）を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） (通称ミカ)0.02リットル（0.25㏩）を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNO _x 10%低減）に該当するもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
取得申告 納税義務が発生した日から15日以内	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内			
変更申告 変更事由の生じた日から15日以内			

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率																																						
軽 自 動 車 税 (種 別 割)		3 輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車 () かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3 輪のもの 2,000円 4 輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 3 輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車 () かつ令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ令和2年度燃費基準を達成しているもので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和6年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3 輪のもの 3,000円 4 輪以上のもの 乗用営業用 5,200円																																						
軽 自 動 車 税 (環 境 性 能 割)	三輪以上の軽自動車の取得者	軽自動車税 (環境性能割) の税率 (乗 用) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(イ) かつ R12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>(イ) かつ R12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ) かつ R12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table> (貨 物) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気軽自動車等(ア)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(イ) かつ R4年度燃費基準105%達成車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>(イ) かつ R4年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>(イ) かつ R4年度燃費基準95%達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table> (ア) 電気軽自動車・燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ) 「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車	区 分	税 率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			(イ) かつ R12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	(イ) かつ R12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ) かつ R12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	区 分	税 率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)			(イ) かつ R4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税	(イ) かつ R4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	(イ) かつ R4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%
区 分	税 率																																							
	自家用	営業用																																						
電気軽自動車等(ア)																																								
(イ) かつ R12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税																																						
(イ) かつ R12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																						
(イ) かつ R12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																						
上記以外		2.0%																																						
区 分	税 率																																							
	自家用	営業用																																						
電気軽自動車等(ア)																																								
(イ) かつ R4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税																																						
(イ) かつ R4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																						
(イ) かつ R4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%																																						
上記以外		2.0%																																						
市 た ば こ 税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	・ 従量割 旧3級品以外 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円 旧3級品 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円																																						

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 稅 率												
特 別 土 地 保 有 稅	平成14年度以前の納税義務者で、 税額の徴収を猶予している者	平成15年度以降、新規課税停止												
入 湯 稅	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都 市 計 画 稅	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 1 . 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準()の調整措置を講じて得た額 () 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格（小規模住宅用地は} \times 1/3\text{、一般住宅用地，市街化区域農地は} \times 2/3\text{）}}$ 住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額（本来の課税標準額 ）と比べて (ア) 前年度課税標準額が の100%以上の場合 本来の課税標準額 (イ) 前年度課税標準額が の100%未満の場合 前年度課税標準額 + × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の100%を上回る場合は100%、20%を下回の場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格 と比べて (ア) 前年度課税標準額が の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が の60%未満の場合 前年度課税標準額 + × 5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、 の60%を上回る場合は60%、20%を下回の場合は20%が今年度の課税標準額) 前年度課税標準額が の70%を超える場合は、 の70%が今年度の課税標準額 (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>負 担 水 準</th><th>負担調整率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">農 地</td><td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr><tr><td>0.8以上0.9未満</td><td>1.05</td></tr><tr><td>0.7以上0.8未満</td><td>1.075</td></tr><tr><td>0.7未満</td><td>1.10</td></tr></tbody></table> (山林・その他の土地) 今年度の価格 = または 前年度課税標準額 + × 5% のいずれか低い額 令和３年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。 2 . 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 稅 率 0 . 2 %	区 分	負 担 水 準	負担調整率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負担調整率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から１か月間の割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	年 14.6% （ 7.3% ）
平成 12 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	年 14.6% （ 特例基準割合 ）
平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合 に年 7.3%割合を加算した割合 （ 特例基準割合 に年 1 %の割合を加算した割合。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。）
令和 3 年 1 月 1 日以後	延滞金特例基準割合に年 7.3%割合を加算した割合 （ 延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	年 7.3%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	特例基準割合 。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。
平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合 。ただし、その割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%の割合とする。
令和 3 年 1 月 1 日以後	還付加算金特例基準割合

特例基準割合等について

適用期間	名称	定 義
平成 12 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日	特例基準割合	各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合
平成 26 年 1 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合	各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合
令和 3 年 1 月 1 日 以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に年 1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年 0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の割合の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成 11 年 12 月 31 日以前	7 . 3 %	1 4 . 6 %	7 . 3 %
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4 . 5 %	1 4 . 6 %	4 . 5 %
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4 . 1 %	1 4 . 6 %	4 . 1 %
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4 . 4 %	1 4 . 6 %	4 . 4 %
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4 . 7 %	1 4 . 6 %	4 . 7 %
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4 . 5 %	1 4 . 6 %	4 . 5 %
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4 . 3 %	1 4 . 6 %	4 . 3 %
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2 . 9 %	9 . 2 %	1 . 9 %
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2 . 8 %	9 . 1 %	1 . 8 %
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2 . 7 %	9 . 0 %	1 . 7 %
平成 30 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日	2 . 6 %	8 . 9 %	1 . 6 %
令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2 . 6 %	8 . 9 %	1 . 6 %
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2 . 5 %	8 . 8 %	1 . 0 %
令和 4 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	2 . 4 %	8 . 7 %	0 . 9 %